

社会保障制度に関する都・区市町村の考え方

	東京都	特別区	市	町村
国民健康保険・後期高齢者医療制度	<p>【都から国に対する提案要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者医療制度及び国民健康保険制度など、医療保険制度の見直しに当たっては、<u>将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、財源の確保策も含めて十分に議論すること。</u> ○ 医療費等の将来推計を適切に行うとともに、その財源について、安易に地方公共団体や保険者に負担を転嫁することがないよう、<u>国の責任において、必要な財源を確保すること。</u> ○ 国民健康保険制度の見直しに当たっては、その構造的問題から生じる医療保険制度間における保険料負担の不公平や財政運営上の課題等について、<u>抜本的な解決策を講じること。</u> 	<p>【全国市長会から国に対する提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、<u>国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。</u> ○ <u>後期高齢者医療制度の廃止に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。</u> ○ 国民健康保険制度が新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、<u>都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。</u> ○ 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、<u>国の責任において十分な財政措置を講じること。</u> 	<p>【東京都市長会から都に対する要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、<u>まずは国民健康保険事業の都道府県単位での広域化について都としても積極的に取り組まれない。</u>都においては、国民健康保険事業の広域化について、「財政安定化支援方針」に盛り込むこと。また、市町村の意見を聞くなど、更に積極的な取り組みを強く要望する。 	<p>【東京都町村会から都に対する要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国民健康保険の再編・統合、さらには、医療保険制度の一本化を推進する必要があることを強く要望し、国の広域化の動きに対し、「後期高齢者医療制度の廃止と同時に国保を広域化しつつ、保険者は都道府県が担う仕組みを基本とする」べきである。</u>東京都においても現在の状況を踏まえ、<u>都道府県単位での国民健康保険事業の広域化について市町村の意見を聞きながら、制度実現までの間の財源配分にも配慮のうえ積極的に取り組まれるよう強く要望する。</u> ○ 後期高齢者の保険料に影響を生じさせないため、療養給付に対する定率交付は、12分の4を確保し、<u>広域連合間の所得格差を調整する調整交付金は、国において別枠で確保するよう、都として国に強く働きかけることが必要である。</u> ○ 区市町村間の住所地特例制度が後期高齢者医療制度においては適用されず、老人福祉施設等が多数立地する市町村では、他区市町村から入所している方への医療費定率負担分について財政負担が増えざるを得ない状態が続いている。<u>都においては、人口に比して老人福祉施設等が多数立地する市町村に対して、区市町村間の財政の不均衡を是正するため必要な財源措置を講じる必要がある。</u>
			<p>【東京都市長会から都に対する要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項については、<u>介護施設と同様、住所地特例や総量規制・地域規制を設け、あるいは事業者が都道府県に登録を行う際は、建設に対する市町村長の意見を聞くなどの措置を国に対して要請されたい。</u> 	<p>【東京都町村会から都に対する要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都が積極的な技術・財政支援を図るとともに、<u>国に対して適切に働きかけられたい。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所に際し、<u>介護保険適用による施設所在町村の負担軽減を図る都事業の創設及び国への働きかけ</u> ・ <u>介護保険制度の安定的な運営を図るため、保険者の広域化の協議を含め介護基盤整備の遅れている町村に対する都による総合的な調整及び支援</u> ・ <u>介護給付費負担金は25%を国の負担とし、調整交付金は別枠とすること</u>
生活保護	<p>【都から国に対する提案要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の生存権的基本権を守るのは国の責務であることから、<u>生活保護費を全額国の負担とすること。</u>特に、<u>居住地のない者等に係る生活保護費については、都道府県を越えて移動する者もあり、居住地を得た後も一定期間は安定した生活を送るための支援を要することから、早急に全額国の負担とすること。</u> 	<p>【全国市長会から国に対する提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障の観点も含めた<u>生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。</u> ○ 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、<u>稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。</u> ○ 生活保護に係る財源負担については、<u>生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。</u> 	<p>【東京都町村会から都に対する要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給者の医療費(人工透析患者等)が町村の負担にならないように、補助制度の創設を国に働きかけられたい。 	